

# 生物多様性保全に関する政策提言（たたき台）

平成 21 年 12 月 11 日

生物多様性保全に関する政策研究会

## 目次

政策提言（たたき台）（要約） .....	2
1．はじめに.....	4
2．政策提言の背景.....	4
3．ポスト 2010 年目標（COP10 で採択すべきことに対する提案） .....	7
4 日本生物多様性政策（日本政府の政策に関する提言） .....	9
4.1 生物多様性の保全.....	9
4.1.1 日本の制度の現状.....	9
4.1.2 政策提言.....	10
4.1.3 ノーネットロス政策の必要性.....	12
4.2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用.....	14
4.3 市民参加.....	16
4.4 企業の自主的取り組みの促進.....	18
参考文献.....	18

## 政策提言（たたき台）（要約）

世界的な生物多様性の損失が継続・加速化しており、生物多様性条約（CBD）締約国会議が2002年に決定した「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に低下させる」という目標は達成が困難となった。2010年に名古屋で開催される締約国会議（COP10）では、この経験を基に、ポスト2010年目標と戦略計画が決定される予定である。この際、議長国である日本がこのCOP10において指導力を発揮することが求められている。このためには、日本が意欲的な目標とそれを達成するための新たな政策を打ち出し、他の諸国に模範を示していく必要がある。

本提案は、日本及び世界の生物多様性の危機に対して懸念をもつNGO、企業、研究者の有志が設置した「生物多様性保全に関する政策研究会」の日本政府に対する提案である。

提案の骨子は下記のとおりである。

### 1. ポスト2010年目標に対する提案（締約諸国に日本政府が提出する意見についての提案）

ポスト2010年目標は、下記とすることを提案する。

2020年までに、生物多様性の損失を止める（生物多様性の状態を示す指標にて計測する）。

2050年までに、生物多様性を現状（GB03が評価した指標の最新年のレベル）以上に回復させる（同上）。

### 2. 生物多様性政策の提言（日本の国内政策への提案）

#### （1）生物多様性の保全

戦略的アセスメントを法制化する。

絶滅のおそれがある種（レッドリスト掲載種）を法的保護の対象とするとともに、保護すべき重要な生態系（生息地）を法的な保護区に指定する。

自然を改変する開発事業が生物多様性へ与える影響は、回避・最小化し、その後に残る影響は代替地において代償措置を講じることによって生態系の機能のネットでの損失（ロス）をゼロとする政策（ノーネットロス政策）の導入を検討する：この検討を行うため、第1段階として、平成22年度から24年度までの3年間で、研究会を設置し、モデル事業を実施し、日本に適したノーネットロス政策の検討を行う。第2段階として、平成25年度に、ノーネットロス政策を実施するための新たな法律を制定する。

生物多様性の保全のために既存の法律を改正する：種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法、自然再生推進法などの所要の改正または運用の変更を行う。

既存の大型開発プロジェクトを点検し、見直す。

#### （2）生物多様性の構成要素の持続可能な利用

原産国において違法（又は、生物多様性や現地コミュニティに配慮していない方法）に採取された原材料の輸入を減らすため、原材料の原産国表示と、購入者の購入実績の報告（及び公表）を義務化する。

生物多様性へ配慮し持続可能な管理によって得られた適切な「認証製品」の購入を奨励するよう、公共調達においてそれらを優先的に調達する。

途上国における持続可能な管理に関する「能力構築」に対し、先進国の支援を拡大する。バイオ燃料の持続可能性基準<sup>1)</sup>に、生物多様性への影響を評価するための基準を盛り込むべきである。

公海や近海での水産資源の管理を強化することに日本が積極的な役割を果たす。

<sup>1)</sup> バイオ燃料の持続可能性基準は、経済産業省が2009年12月を目途に現在作成中である。

将来的には、持続可能な管理によらず、又は違法に採取された生物資源については、その国際貿易を監視又は禁止する国際的な仕組み（条約など）を検討し、これを国際的に提案する。

### （３）市民参加

市民や NGO/NPO が生物多様性保全政策の意思決定へ、より積極的に参加できるよう、政府の情報開示・提供、意思決定への市民参画、裁判出訴権などを検討する。

将来的には、締約国における生物多様性保全政策の立案と実施（保護区の指定・管理、絶滅危惧種の指定・管理など）について、市民・地域住民・先住民族の公正な参加を確保するための国際的な取り決めの必要性を検討し、必要な場合には国際的に提案する。

地域の生物多様性の保全を進めるため、市民訴訟権および訴訟金補助制度、NPO/NGO が種の保存法による指定種リストへ掲載要望できる制度を創設する。

### （４）企業の自主的取り組みの促進

企業が（本業で）自主的に生物多様性保全に取り組むことを促進する制度（経済的措置を含む）を検討する（例えば、森林環境税または水源税、国際航空運賃に対する課税、生物多様性保全活動に対する税額控除制度、国内の一次産業の持続可能な発展を支援する政策などが考えられる）。

生物多様性保全に関する政策提言（たたき台）

## 1. はじめに

現在、世界的に生物多様性の損失が急速に進んでおり、人類のみならず地球上の生物の将来に深刻な影響をもたらすことが懸念されている。生物多様性の保全のため 1992 年には生物多様性条約（CBD）が合意され、各国でその保全の取組みがされている。現在までの間、一定の効果があった分野もあったが、総じて生物多様性の損失は継続している。

国際環境 NGO FoE Japan は、このような危機的状況にある生物多様性保全のためには、政府や NGO・市民だけでなく、企業がその社会的責任として生物多様性保全に取り組むことが重要であるとの認識から、平成 19 年度（2007 年度）の環境省の「NGO/NPO・企業等政策提言」の公募に対し「生物多様性保全のための企業と NGO のパートナーシップ形成支援政策」を提言した。この提言は、幸い「優秀提言」に採択され、FoE Japan は平成 20 年度（2008 年度）の環境省請負事業として「企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査」を実施した。この調査のために設置した「検討委員会」（委員長：上田 恵介 立教大学教授）では、市民や NGO などの視点から企業の生物多様性保全活動を評価する「基準案」を作成した<sup>2)</sup>。この評価基準は企業を対象としたものであるが、検討委員会での議論では、公共部門もまた生物多様性へ大きな影響を与えていることから、国の政策についても今後検討すべきと結論付けた（内容は後述）。

この結論を受け、FoE Japan は地球環境パートナーシッププラザ（GEIC）と共同で、生物多様性保全のための政策提言を目的として、市民、NGO/NPO、企業、学識経験者の有志が参加する「生物多様性保全に関する政策研究会」（代表：宮崎 正浩 跡見学園女子大学教授）を 2009 年 6 月に設置した。その議論においては、研究会のメンバーのみならず、幅広く市民や専門家の意見を聴いた（2010 年 3 月 16 日には、更に広く市民、企業、研究者などの意見を聞くために、公開のシンポジウムを開催する予定）である。

本政策提言は、世界の生物多様性の危機的な状況を踏まえ、日本及び世界各国が今後検討し、採用すべき生物多様性政策を提言するものである。この提言は、日本の国内法の改正又は新規立法によって政策に反映されるよう、日本の環境政策の意思決定に関与する政府関係者に対して提出する。また、国際的には、2010 年 10 月に名古屋で開催される CBD 第 10 回締約国会議（COP10）に向けて発信する。

## 2. 政策提言の背景

国連ミレニアム生態系評価（2005）でも明らかにされたように、人類の生存にも不可欠な基盤である生物多様性が世界的に急速に失われている。その原因は、人間の活動による、野生動植物の生息地の減少・分断、持続可能でない利用（乱獲など）外来種の導入、地球温暖化の進行などである。しかし、その根本的な原因は、生物多様性や生態系の価値を考慮していない近代の企業や政府の活動であり、また、市民の資源多消費型の生活スタイルである。このため、これら企業・政府・市民の意識と活動を根本から変えていくことが必要である。

このような根本的な変革のためには、生物多様性の危機に関する情報を広く一般に提供し、また、環境教育の徹底によって人々の意識の中で生物多様性を理解し、これを保護する考え方を共有する

<sup>2)</sup> 報告書は下記のサイトでダウンロードできる。<http://www.foejapan.org/forest/biodiversity/090408.html>

ことは極めて重要である。しかし、このような啓蒙活動が実際の効果が出るには相当は期間を要する。このため、以下では、生物多様性へ直接・間接に影響を与える企業・政府・市民の行動をコントロールするための社会の仕組みをいかに変えてしていくかという点に焦点をあてて、検討を行うこととした。

CBDの目的は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分である。これらの目的を達成するため、2002年の第6回締約国会議では、2010年を目標年次とする戦略計画を策定した(決議 /26)。この計画の目的は、生物多様性の有益な利用を継続することを確保するために「生物多様性の損失を効果的に止める」ことである(同上)。

この戦略計画では、「締約国は、貧困撲滅と地球上の全ての生命のための貢献として、2010年までに、国、地域、地球レベルでの生物多様性の損失<sup>3)</sup>の現状の速度を顕著に低下させるため、条約の3つの目的のより効果的で一貫性のある実施を約束すること」を目標(mission)とした。この2010年目標は、同じ年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための首脳会議」で各国の首脳レベルでの承認を受けた。

CBDの2010年目標は、世界各国が生物多様性保全に向けた努力を喚起したという点では評価されるべきであろうが、国連ミレニアム生態系評価(2005)や世界生物多様性概況第2版(GB02)(2006)ではその目標達成は困難とされている。

2010年目標が達成できなかった理由としては下記のもの指摘されている(IUCN, 2009)。

(1)生物多様性の損失速度をどの指標で測定するのか、いつをベースラインとするのかが明確でなかった。

(2)「生物多様性の損失」は、生物多様性の「状態」を示す指標を基にした目標であるが、その原因となる「要因」や、それに影響を与える「対応策」に関する目標がなかった。

以上のことから、ポスト2010年目標は、客観的・定量的に測定可能であり、かつ、生物多様性の状態へ影響を与える要因や、その要因に影響を与える対応策に関する指標を基礎とした目標とすべきであると指摘されている。

2009年3月にCBD事務局に提出された第4次国別報告書案によると、日本においても、2010年目標は達成できなかったとされている。

日本の環境省のレッドリストによると、絶滅のおそれがある種が3,155種である。上記の報告によると、一部で個体数が回復したものもあるが、多くの種で絶滅リスクが高まっている。

日本国内ではこれまでのような大規模な公共事業は減少傾向となりつつあるが、依然として自然を改変する事業は計画・実施されており、その生物多様性への影響が懸念されている。

また、日本は大量の原材料を海外から輸入しており、その中には原産国の生物多様性に依存しているもの(例;農林水産物)や、その採取の過程で現地の生物多様性や地域社会へ悪影響を与えているもの(例:鉱物)がある。原産国における生物多様性の保全のためには、その購入者である日本企業などが、生物多様性と地域社会へ配慮した原材料を優先的に購入することが求められている。さらに、今後、日本が過度の原材料使用に依存する大量生産・消費・廃棄社会からの転換を図り、持続可能な資源管理に基づく原材料を基礎とした、資源循環型社会に転換していくことができれば、結果的には世界の生物多様性の保全に貢献できる。

既に述べたとおり、FoE Japanは平成20年度に「企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成

<sup>3)</sup>生物多様性の損失とは、「地球、地域、国のレベルで測定される、生物多様性の構成要素とその財とサービスを提供する潜在力の長期的又は永久の質的・量的低減」と定義された(COP7決議 /30))

に関する「フィージビリティ調査」を実施した。この調査の背景としては、生物多様性保全に対し、企業が果たす役割が極めて大きいものの、多くの日本企業における取り組みが遅れており、その原因の一つが生物多様性への取り組みに関する評価基準がないことが挙げられる。このため、市民・NGO/NPOの視点から、評価基準案を作成した（図1参照）。

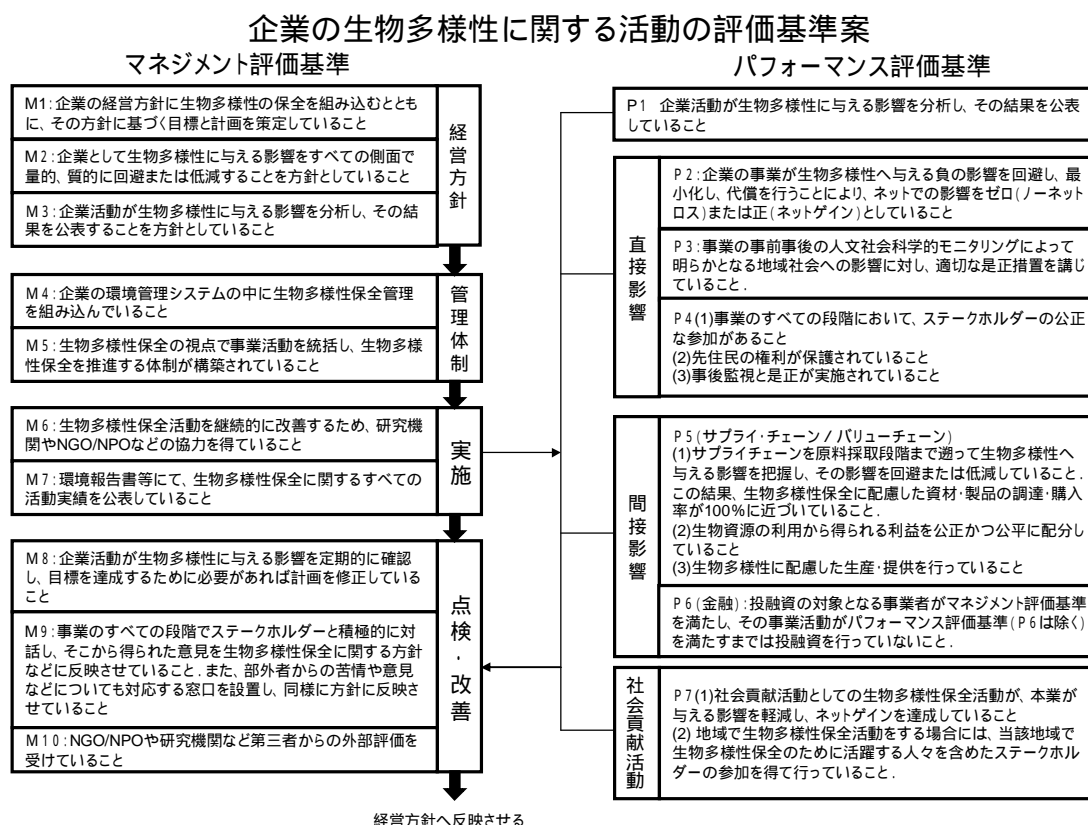


図1 企業の生物多様性に関する活動の評価基準案

出所: FoE Japan「企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査」(2009年3月)

この評価基準は、企業を対象として作成したが、その多くが公的部門にも当てはまるものである。このため、同報告書では、下記の通り、国の施策としての検討課題を整理した。

国の施策としての検討課題

今回は、CSRとしての企業による生物多様性保全に限定して検討したが、検討委員会の議論は、広く国の政策のあり方についても議論が及んだ。以下は、そのような議論を今後の課題としてまとめたものである。今後、これらの課題について、市民やNGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者だけでなく、国による検討も望まれる。

(1) 本評価基準の公共部門への適用

本調査では、企業のCSRとしての自主的な取り組みの評価基準を検討したが、生物多様性へ負の影響を与えているのは企業だけでなく、公的部門も大きな影響を与えている。したがって、公共部門においても、本評価基準を、公共事業や政府調達などに幅広く適用することを検討すべきであろう。

#### 公共事業への適用（本基準 P1～4）

公共事業においては、環境影響評価法に基づき、現状では、生物多様性への影響を回避、最小化する努力を行った後に残る影響は、代償ミティゲーション（法令では環境保全措置）を検討すべきとしているが、義務化はしていない。このままでは生物多様性の減少を止めることができない。このため、公共事業においては、代償ミティゲーションを実施することにより、ノーネットロス及びその定量評価を義務化するよう関係法令を改正することを検討すべきであろう。

#### 国の調達基準への適用（本基準 P5（1））

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）において、生物多様性に配慮した原材料や製品の調達を奨励するよう所要の規定改正を検討すべきであろう。

#### (2) 生物多様性のノーネットロス政策についての検討

多数の絶滅危惧種が存在し、生物多様性の保全政策をさらに強化することが求められている日本において、米国をはじめとする諸外国の多くで既に導入されているノーネットロス政策とそれに伴う生物多様性オフセット制度が日本においても導入すべき有効な政策であるかどうかは今後の検討課題である。

この検討においては、米国などでの制度の運用の実態を十分調査することがまず必要であろう。その上で、日本においてこの制度を導入する場合には、オフセット制度が企業による環境破壊の口実とならないような予防策の検討と、また、日本のように狭い国土において、米国のこうした制度が適用可能かどうかを十分検討する必要がある。また、生物多様性は内在的に不確実性を有しており、これを数量的に捉えることで、本来生命そのものである生物の多様な価値を無視しているのではないかという市民レベルの批判も予測される。したがって、ノーネットロス政策の検討においては早い段階から市民社会が参画した検討が必要となる。また、企業や市民に対して、この政策、特にオフセットという言葉に影響の回避・低減・代償という順位と合わせて考えるよう教育普及活動も必要となるであろう。

出所：企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査報告書（2009年3月）

以下では、上記の背景を基に、ポスト2010年目標と、日本及び世界の今後の生物多様性政策のあり方を提言する。

### 3. ポスト2010年目標（COP10で採択すべきことに対する提案）

ポスト2010年目標と戦略計画の策定に向けた国際的な議論は、上述のGB03や今後公表される「生態系と生物多様性の経済学」（TEEB）の最終報告書などを基に、2010年10月に名古屋で開催されるCOP10で決定される予定である。以下は、本研究会がCOP10で採択するポスト2010年目標とその戦略計画に対する意見であり、日本政府がこれを日本政府の意見として採用することを希望する。

既に述べたように、2010年目標に関するCOP6での決議では、その究極の目標は「生物多様性の損失を止める」ことであったが、目標には明記されなかった。これは、おそらく目標を作成した2002年から目標年次である2010年までの期間がわずかであったために、生物多様性の損失をゼロとすることは現実的ではないと考えられたためであろう。

では、ポスト2010年目標では、どのようにすべきであろうか？まず、生物多様性の第1の目的である「生物多様性の保全」の達成のためには、生物多様性を現状のまま維持することが必要となるであろう。また、第2の目的である「生物多様性の構成要素の持続可能な利用を図ること」は、持続可能な利用が、「生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性

を維持すること」(CBD 第 2 条)であることから、生物多様性の損失は長期的にはゼロとすることを  
実現すべきであると考えられる。

以上のことから、「生物多様性の損失を止める」ことは、本来は CBD の目標となるべきであろう。  
問題はその達成時期をいつに設定し、それをどのような指標で評価するかということである。

現在、ポスト 2010 年目標の目標年は、2020 年、2050 年とする方向で議論が進んでいる<sup>4)</sup>。TEEB  
中間報告(2008 年)などでも警告しているように、生物多様性の損失が継続すると、いつかティッ  
ピングポイントに達し、生態系は非線形的な変化を起こし、取り返しがつかない変化(例えば、さ  
んご礁の崩壊、アマゾンの熱帯林の乾燥地化)が生じる可能性がある。このことから、この問題に  
は一刻も早い対応が求められる。

従って、本政策提言では、下記の目標を提案する。

- 2020 年までに、生物多様性の損失を止める(生物多様性の状態を示す指標にて計測する)。
- 2050 年までに、生物多様性を現状(GB03 が評価した指標の最新年のレベル)以上に回復  
させる(同上)。

2020 年までに生物多様性の損失を止めるという上記の目標は、達成できなのではないかという批  
判が予想される。

地球温暖化対策としても、森林の破壊・劣化によって放出される CO<sub>2</sub> が世界の温室効果ガス排出  
量の約 20%を占めていることから、森林の破壊・劣化は早期にゼロとすべきであるであろう。こ  
れについては既に COP9 において、2020 年までに森林破壊をネットゼロでゼロすることが 67 国の環境大  
臣によって支持されている(CBD 事務局)。しかし、その実現のためには、急速な森林破壊が進んで  
いる途上国が、農地開発などのために森林破壊をせずに済むような経済的なインセンティブが必要  
である。現在国際的な議論が進んでいる「REDD プラス」が、現在指摘されている様々な問題点をク  
リアし実現するのであれば、森林減少と劣化を防止できる可能性が出てくると考えられる。この結  
果、2020 年までに森林破壊をネットゼロとする目標が現実性を帯びてくる可能性がある。

また、21 世紀中には、途上国においても人口増が頭打ちになり、減少に転じていくと予測されて  
いる。このことによって、生物多様性への圧力は減少に向かう可能性がある。

以上のことから、生物多様性の損失をゼロとするという目標は、達成の可能性はあると考えられ  
る。

#### (目標達成を測定する指標)

既に、CBD においても、また、日本においても、生物多様性を測定するための指標開発が進んで  
いる。目標設定においては、その時点において最も信頼でき、容易に測定でき、既にデータが利用  
可能なものを選定すべきであろう。しかし、生物多様性の持つ様々な価値や内在する不確実性など  
から、生物多様性を完全に評価できる指標開発はそもそも不可能である。しかし、完全な指標がな  
いことを理由として、数値的な目標を設定しないことは絶対に避けるべきである。

---

<sup>4)</sup> これは、生物多様性と密接な関係がある気候変動枠組条約の中長期目標年と同じである。気候変動枠組条約の国  
際交渉においては、21 世紀中に気温上昇を産業革命以前と比較して 2 以内に抑えるために 2050 年の全世界での温  
室効果ガスの排出量を 50%以下(先進国は 80%以下)とすべきであることが、少なくとも先進国での合意となっ  
ている。



## 4 日本の生物多様性政策（日本政府の政策に関する提言）

### 4.1 生物多様性の保全

#### 4.1.1 日本の制度の現状

日本の第4次国別報告では、一部で個体数が回復したものもあるが、多くの種で絶滅リスクが高まっているとしている。また、先進国としては比類なほど豊かな生物多様性を保持していることもあり、日本は、国際環境NGOであるコンサベーション・インターナショナルが指定する生物多様性ホットスポットとして国土全体が指定されている。

日本においては、生物多様性への脅威は、人間活動や開発による危機、人間活動の縮小による危機（里山の荒廃など）、人間活動により持ち込まれたものによる危機（外来生物など）、地球温暖化による危機、とされている（第三次生物多様性国家戦略、2007）。このような危機に対処するためには、日本は「自然共生社会」を構築することが必要であり、そのためには、国家戦略は国土レベルでの生物多様性の維持・回復、国土や自然資源の持続可能な利用、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済活動の中に組み込むことを目標に掲げている（同）。

しかし、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、その捕獲等が禁止される「国内希少野生動植物種」に指定されている生物種はわずか81種のみである（このうち16種については生息地外保全の取組がされている）。希少な野生生物の保存のためには、生息地の保存が欠かせないが、そのための同法による「生息地等保護区」が指定されている例はわずか7種9箇所（885ha）であり、国土の1%にも満たない（0.002%）。

自然公園としては国土の約14%が指定されており、その面積が第4次国別報告書では保護区として報告されているが、自然公園の中には開発行為が届出制であって規制が極めて緩い「普通地域<sup>5)</sup>」も含まれている。

鳥獣保護法による鳥獣保護区の指定期間は最長で20年間となっており、実態上は指定期間を延長で対処されているが、法的には永久に保全することが担保されていない。また、規制行為にも例外が存在しており、将来の存続が危ぶまれるクマなどの保護政策の観点からは批判が多い。

環境に対する重大な影響をもたらすおそれがある大規模事業（政府が許認可等で関与するものに限られる）は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが義務化されている。日本の環境影響評価法では、事業者は「環境保全措置」を実施することとされている。この「環境保全措置」は、対象事業の実施により選定項目に関わる環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、その影響を回避し、又は低減すること、及び、その影響に係る各種の環境保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものである。

この場合、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を「回避」し、又は「低減」することを優先するものとされている。さらに、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じその事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を「代償」するための措置（以下「代償措置」という。）を検討することとされている<sup>6)</sup>。

<sup>5)</sup> 普通地域での開発行為は届出制であるが、木竹の伐採や、一定規模以内の工作物の新築等の開発行為は届出の対象となっていない。

<sup>6)</sup> 第三次生物多様性国家戦略においては「環境配慮の方法については、事業により失われる環境と同種の環境を創出するなどの代償措置よりも、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討すべきこととされています。」と述べるのみで、環境保全措置として回避、低減を検討した後に残る影響については「代償」を検討すべきとは述べていない。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理することとされている。

しかし、上記のような代償措置は検討されても、その実施は義務化されていない。したがって、現状では、回避、最小化、代償をできる範囲で実施すれば、全体としての環境への影響が重大でないと判断されれば<sup>7)</sup>、法的には問題はないことになる。すなわち、開発による生物多様性への影響はゼロではなく、このような影響が累積することによって結果的には重大な影響となる可能性がある。

したがって、現在の日本の国内制度は、「国土レベルでの生物多様性の維持・回復」（第三次生物多様性国家戦略）という目標を実現できるようになっていないと断言せざるを得ない。

以上のことから、本研究会としては、日本政府に対し、下記の提言を行う。

#### 4.1.2 政策提言

##### 提言1 戦略的アセスメントを法制化する

そもそも、開発による影響を回避し、最小化するためには、計画段階における代替案の検討が不可欠であるが、この計画プロセスは現行の環境影響評価法の対象外となっている。生物多様性基本法25条では、事業の計画段階からのアセスメントを行うことを求めている。戦略的アセスメントについては既に環境省によるガイドラインが出されているが、ガイドラインでは法的拘束力がないため、確実な実施は保証されていない。このため、戦略的アセスメントを法制化するべきである。特に、その中で、開発プロジェクトについての十分な情報開示と、市民参加を促進する必要がある。

提言2 絶滅のおそれがある種（レッドリスト対象種）を法的保護の対象とするとともに、保護すべき重要な生態系（生息地）を法的な保護区に指定する。

レッドリストに掲載された種を法律の指定種とするための手続きを法定化する。また、絶滅のおそれがある種が生息している地域や希少な自然が残っている地域は、可能な限り、法的に保護される地域に指定する。

このため、種の保存法において、市民による国内希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定の提案を可能にすることを、法律に明記する。

##### 提言3 ノーネットロス政策の導入を検討する

米国、EUなどすでに他の先進諸国が導入しているように、開発による生物多様性への影響は、回避、最小化し、その後に残る影響は代償ミティゲーションによってオフセットすることにより、ネットでの損失をゼロとすること（ノーネットロス）を法的に義務化することを3年以内を実現することを検討すべきである。

そのためには、第1段階として下記を実施することを提案する。

政府内にノーネットロス政策に関する研究会を設置する（平成22年度（2010年度）～）、国内外の事例を調査し、それを踏まえてノーネットロス政策のフィージビリティを調査する。また、生物多様性オフセットの、生物多様性政策における位置づけと、他の関連政策（例えば、森林保全、里山保全）との関係を整理する。また、可能であれば、生物多様性オフセットの日本的な定義を検討する。

ノーネットロスを実現するための生物多様性オフセットのモデル事業を国内で実施する（平

<sup>7)</sup> 定量的な評価がされていないために重大かどうかの判断は困難であるという問題点も指摘されている。

成 23～24 年度（2011～2012 年度）<sup>8)</sup>。

モデル事業の実績評価を踏まえて、日本に適したノーネットロス政策（新法の制定の可能性<sup>9)</sup>を含む）を検討する（平成 24 年度（2012 年度））。なお、生物多様性オフセットが開発の口実とならないよう、生物多様性オフセットを許可する際の具体的な条件（情報開示、市民参加など）を十分検討する。

ノーネットロス政策を実施するための方策の一つである生物多様性バンク制度（生物多様性の回復・創出・保全等によって生じるクレジットの市場での取引を認める制度）は、その有効性を十分検討し、生物多様性のノーネットロスが確実に実現する制度を検討する。

第 2 段階としては、上記の検討を踏まえ、ノーネットロス政策を実施するための新たな法律を制定する。その目標は、平成 25 年度（2013 年度）とする（COP10 から 3 年以内）。

なお、代償措置の実施が、本来は望ましくない開発事業を実施する口実とならないよう、まずは回避、最小化努力が十分行われること（複数案の検討等を含む）を確保するため、情報開示、市民を含む関係者の公正な参加による透明性の高い手続きを定める必要がある（後述の市民参加を参照）。

また、途上国においてノーネットロス政策を実施することには様々なリスク（例；ガバナンスの弱さに由来するもの）があるため、各国の生物多様性国家戦略での位置づけを明確化し、戦略的アセスメントの実施や土地利用計画の策定などの政策との関連を考慮しながら、その導入の適否を検討することができるような仕組みを構築することが重要である。このため、先進国は、開発途上国に対し必要な能力構築（capacity building）のための財政的・技術的支援を行う必要がある。

#### 提言 4 生物多様性の保全のために既存の法律を改正する

生物多様性を保全するための既存の法律は、抜け穴が多かったり、概念的なものにとどまったりと、生物多様性を実際に保全するために十分ではないと考えられる。2008 年には生物多様性基本法が成立したが、この基本法の精神を実現するための実効性のある措置を盛り込んだ個別法は成立していない。

個別法の改正案の例：

- ◇ 種の保存法：市民による国内希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定の提案が可能になることを法律に明記する。レッドリストに掲載された種を法律の指定種とするための手続きを法定化する。
- ◇ 鳥獣保護法：鳥獣保護区の指定期間の上限（現行、20 年）を撤廃する。
- ◇ 自然公園法（運用の変更）：保護区でのノーネットロス政策の導入（自然公園の普通地域）例えば、自然公園内の普通地域では、「水面を埋め立て、又は干拓すること」は届出対象となっており（法 26 条 1 項 4 号）環境大臣等は、「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる」（26 条 2 項）とされている。また、その処理基準としては、「国立公園普通地域における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年、環境省自然環境局長通知）」が定められている。その基準の中には、「埋立地又は干拓地において修景等が適切に行われる計画であること」が条件となっている。本法は生物多様性の確保も目的で

<sup>8)</sup> 横浜市上郷開発事業（仮称）における環境影響評価においてノーネットロスが検討された（田中ら、2008）。

<sup>9)</sup> 環境影響評価法を改正することも考えられるが、対象が大規模事業に限定されていること、本来はアセスメント手続きを定めるものであり、達成すべき環境の目標（この場合は、生物多様性のノーネットロス）を規定することは法の趣旨からして想定されない、という問題点がある。

ある(2009年改正法)ことから、この基準に「代償措置を講じることによってノーネットロスを実現する計画であること」を追加することは可能と考えられる。

- ◇ 自然再生推進法：代償措置としての自然再生も同法の対象に加える(自然再生事業で生まれるクレジットを販売可能とすることにより、再生事業への経済的インセンティブとする)

#### 提言5 既存の大型開発プロジェクトを点検し、見直す

既存のダム開発等の大型プロジェクトでは、開発が環境に与える影響を回避、最小化、代償という優先順位で検討することや、それらの定量的な評価を行うことなく(例えば、代償措置として一部の野生動植物の移植を行ったりすることで影響軽微と結論付けることにより)開発が許可されている例が多いと言われている。生物多様性の保全の視点から、既存のプロジェクトを点検し、見直し、生物多様性保全のために不十分な対策となっているものについては、追加的な措置を講じるようにすべきである。

### 4.1.3 ノーネットロス政策の必要性

#### (1) ノーネットロス政策の定義

本稿では「ノーネットロス政策」とは、「保護すべき重要な生態系における開発事業が生物多様性に与える影響は、回避、最小化を行い、その後に残る影響については代償措置を講じることによって生態系の機能のネットでの損失をゼロとすることを法的に義務化すること」と定義する。

なお、「生物多様性オフセット」は、ビジネスと生物多様性オフセットプログラム(BBOP)によると「生物多様性のネットでの損失をゼロ(ノーネットロス;no net loss)、できればネットでの増加(ネットゲイン;net gain)とするよう、社会基盤整備プロジェクトによって生じる生物多様性への不可避な影響を代償するために意図した保全行動」と定義しており、本稿においてもこの定義を用いるものとする。生物多様性オフセットは、ノーネットロス政策に基づいて実施する法的に義務化されるものもあれば、企業などが自主的に実施するものもある。

生物多様性への影響の中には、野生生物又はその生息地への影響のみならず、生物多様性に生活を依存している地域住民や先住民族への影響を含む。このため、生物多様性オフセットの実施においては、地域住民や先住民族への影響の緩和と代償措置を実施することが必要である。

#### (2) ノーネットロス政策の現状

開発事業が生物多様性を含めた環境に与える影響については、環境影響評価法によって環境アセスメントを行うことが多くの国で義務化している。このような負の影響を軽減することは、米国では総じて「ミティゲーション(緩和)」と呼ばれており、その具体的手法としては、回避、最小化、代償という種類と優先順序がある。

日本でも、環境影響評価法(1997年)に基づき、国が関与する大規模な開発プロジェクトは、その環境影響を回避し、低減し、必要に応じて代償措置を行うことにより、負の影響をできる限り減らすことが求められている。また、企業活動に対しては都道府県条例レベルでその一部が環境影響評価の対象になっている。

一方、米国では、公共か民間かの区別なく、水質浄化法(Clean Water Act)により、開発の前後でのウェットランド(湿地、河川、湖沼など)の総面積と質が現状維持されること(ノーネットロス)が事業者には義務づけられている。また、同国の絶滅危惧種法(Endangered Species Act)では、絶滅危惧種の中でもっとも絶滅リスクの高いカテゴリ1の指定種についてはノーロス(即ち、開発などの中止)を、カテゴリ2および3の指定種についてはノーネットロス(即ち、代償ミティゲーションによる損失の相殺)が政策目標となっている。

また、近年、米国以外の国でもノーネットロス政策及びそれを実現するための代償ミティゲーションが普及しつつあり、それらの国では「代償ミティゲーション」を「生物多様性オフセット」と称することが多い。EU では生息地指令 (Habitat Directive) や鳥類指令 (Bird Directive) により全加盟国に対して生物多様性オフセットを義務づけており、ドイツ、イギリス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ブラジル、メキシコなどの国では、ノーネットロスを目標とした生物多様性オフセットが既に制度化されている (田中章・大田黒信介、2008)。

また、IFC(国際金融公社)(2006)による「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準」によれば、自然生息地の一切の転換または劣化は適切にミティゲーションすべきであり、そのミティゲーション方策は生物多様性が「純減しない」ように計画されるべきであり、その方法の一つとして、生態学的に類似した生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた「損失の相殺」が含まれている。

また、生物多様性オフセットを企業の社会的責任 (CSR) として自主的に実施しようとする動きがある。その中心的存在である BBOP は、生物多様性オフセットのガイドラインを制定するとともにパイロットプロジェクトを実施している。

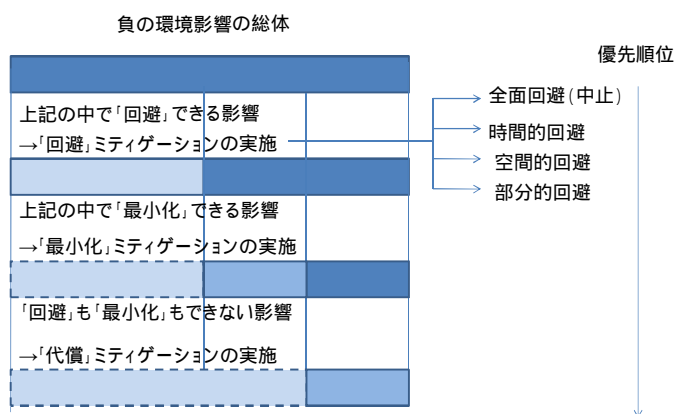
### (3) 生物多様性オフセットに対する批判とそれに対する考察

批判1 生物多様性オフセットは、本来は開発すべきでない自然を開発し、その影響を回避・最小化する努力を怠ったりするための道具 (隠れ蓑) として用いられるのではないか?

(考察)

BBOP では、このような批判に対しては、米国等の代償ミティゲーション (生物多様性オフセット) 規則と同様に、オフセットが適用されるのは、そもそもの開発自体が合法的で適切であるとされている場合において、開発者が生物多様性への影響を回避し最小化するための最大限の努力を行った場合にのみ検討すべき手段であり、回避及び最小化の努力を行った後にさらに残る生物多様性への不可避の影響のみを低減するための「最後の手段」としている (図2 参照)。

図2 ミティゲーションの種類と優先順位



出典: 田中 (2006)

もし、生物多様性オフセットを実施しない場合には、日本を含む各国の現行法規では、開発規制がかかっていない私有地での開発行為をやめさせることはできないため (日本では、住民等が裁判に訴えたとしても原告適格なしとされる場合がほとんどである) 開発事業者は、開発による影響を回避、最小化するが、代償措置を講じないため影響が残り、生物多様性の損失が生じることになる。

また、生物多様性オフセットの実施を法的に義務化すると、開発業者は、開発によって失われるものと同種で同程度以上の代替地を見つけ、その土地の生物多様性の回復・創出・復元・保全のためのコストを負担しなければ、開発ができない。すなわち、生物多様性オフセットの義務化によって、開発コストが上昇することから、開発行為を抑制する効果がある。ただし、代償措置が開発の口実となっていないかどうかは、開発業者が回避、最小化を適切に行っていることを地域住民や先住民族、その他一般市民などのステークホルダーが確認できるよう、開発計画の策定プロセスの透明化とステークホルダーの公正な参加を確保することが必要である。

批判2 どの土地の生物多様性もユニークであり、代替できるものではないため、生物多様性のオフセットはそもそも不可能である。

(考察)

生物多様性はそれぞれの土地でユニークであり、全く同一の生態系は二つとは存在しない。よって、生物多様性オフセットが目指すのは、生物多様性そのもののオフセットではなく、生物多様性が支える生態系の機能(例えば、野生動物の生息地の提供、洪水などの調整、水質浄化)をオフセットするものである。

例えば、ドイツの自然保護法において導入されている生物多様性オフセット制度では、生態学的に同じもので代替するというのではなく、空間的、内容的(生態学的な機能)、時間的な要素を勘案して、同種のもとと判断される代償を行うことを法的に義務化しているのである(桑原、2005)。

なお、ユニークで貴重な生物多様性が存在する土地は、本来は開発すべきではなく、保護区として指定し、開発行為を制限すべきである。生物多様性オフセットは、そのような法的に保護すべき土地以外の土地においても、開発が与える影響を回避、最小化し、その後に残る影響を代償することによって、その生態系の機能のノーネットロスまたはネットゲインを実現するものである。

批判3 代替地においても固有の生物多様性があり、改変によりその生態系を破壊してしまうので、ネットでの損失をゼロとすることはできないのではないか?

(考察)

欧米での代償措置の例としては、過去において自然生態系を保有していた土地(例えば、湿地)を農地に変えたところを元の自然生態系に戻すものが多い。生物多様性オフセットの実施により、結果的には、農地が減少することになるが、もともとの自然生態系に復元することで、総合的には前述の考え方に基づいてネットでの生物多様性の機能の損失はゼロとなる。

#### 4.2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

(政策提言)

原産国において違法(又は、生物多様性や地域社会に配慮していない方法で)に採取された原材料(例:違法伐採材や、原生林を切り払って農地とした際に得られる木材、非持続可能な漁業活動など)の貿易を減らすため、原材料の原産国(及び採取地)表示の義務化と、購入者の購入実績の報告(及び公表)を義務化する。

生物多様性へ配慮した持続可能な管理によって得られた「認証製品」の購入を奨励するよう、公共調達においてそれらを優先的に調達すると同時に、認証されていない原材料の調達を減らす方を講じる。なお、その場合、公共調達において生物多様性に配慮したものを判断する基準を明らかにするべきである。調達の対象は、生物資源のみならず、鉱物・

エネルギー資源も含めるものとする。また、グリーン調達には民間企業にも広げる。なお、現在は、様々な認証制度が存在していて、業界主導の客観性が疑問視される認証制度も多くみられるため、各国政府又は公的機関が、NGO や研究機関の協力を得て、それらを整理し、信頼性のある認証制度を構築する必要がある。

原産国において地域社会の社会経済状況まで考慮に入れた、生物多様性に配慮した持続可能な管理を普及させることは、開発途上国の原産国では、資金的にも政府の能力的にも実施は難しい。途上国における持続可能な管理に関する「能力構築」に対する先進国の支援を拡大する。

バイオ燃料については、バイオ燃料の持続可能性基準<sup>10)</sup>に、生物多様性への影響を評価するための基準を盛り込むべきである。(現在、EU では進行中。調達先のデータの収集が課題となっている)

公海および近海での水産資源の持続可能な管理を強化することに日本が積極的な役割を果たす。

将来的には、持続可能な管理によらない(違法な)生物資源の国際貿易を監視又は禁止する国際的な仕組み(条約など)を検討し、国際的に提案する<sup>11)</sup>。

## (現状と課題)

### (1) 木材

木材については、EU など先進国を中心に、合法性と持続可能性の確認の取組みが存在している。EU では2003年に策定されたFLEGT (Forest Law Enforcement, Governance and Trade) 行動計画として包括的な違法伐採対策の中の一つとして位置づけられており、生産国へのガバナンス改善支援、トレーサビリティシステム支援、生産国林産業への投融資資金の規制、そして主要生産国との協定に基づく貿易措置の導入などとセットで効果を発揮するものとされている。貿易措置としては、輸出国との合意の下、輸出側で合法性が証明された木材のみを輸入許可するという措置が進められており、すでにガーナとコンゴ共和国は合意に至り、ガーナの合意は2009年11月に発効に至っている。続いてカメルーンとマレーシアが近々合意に至ると報道されている。また、米国では政府調達制度は導入されていないものの、レーシー法を改正し、違法に生産・取引等された木材の輸入・輸出・販売・購入等を禁止する対策が導入されており、改訂レーシー法に基づいた捜査も実際に行われている。

一方、日本においては2005年に英国で開催されたG8グリーンイーズ・サミットの結果、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国等による調達の対象として推進することとなり、現在その取組みが進行している。しかし、民間部門による違法伐採された木材の輸入は自由となっており、違法伐採材の取引は実質的には継続が可能である。違法伐採材を根絶するためには、途上国のみでの努力では不可能であることから、先進国がEUで採用されているような実効性のある規制策を講じる必要がある。

<sup>10)</sup> バイオ燃料の持続可能性基準は、経済産業省が2009年12月を目途に現在作成中である。

<sup>11)</sup> 生物多様性に配慮しない原材料の取引を国際的に規制することは、現状では、現在の国際市場では生物多様性に配慮した原材料の取引がごくわずかであるため、実現性がない。まずは、自主的な方法によって、生物多様性に配慮した原材料の供給を増やし、そのような原材料が国際市場で大部分を占めるようにする必要がある。なお、絶滅危惧種の国際的な取引を規制する条約としては、実効力のあるワシントン条約があるが、この条約は取引により影響を受ける「絶滅危惧種」を対象としているため、多くの原材料は対象とはならない。

(参考) 木材に関する取引についての規制など

		合法性	持続可能性
規制	貿易	EU(FLEGT)	
	国内取引	米(レーシー法)	
政府調達		日、EU	日 <sup>1</sup> 、英、オランダ
民間の自主的な認証			FSC, PEFC・・・

<sup>1</sup>日本の調達基準では、木材の合法性と持続可能性を確認することとされているが、その判断基準が示されていないため、業者の判断に任されている。

(2) 木材以外の原材料

木材以外の原材料(鉱物資源や食料資源など)については、合法性や持続可能性を確実にする仕組みは、いくつかの原材料についての限定的で自主的な認証制度以外は存在していない。MSC(漁業管理協議会)、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)などの自主的な取り組みは、企業や消費者の自主的な選択に任されており、認証にかかるコストの負担が、とくに原産国においては大きなハードルとなっている。また、先進国の企業も付加コストに起因する競争力の低下という観点から取り組みには消極的なところも多く、合法性や持続可能性を確保することは、法的な規制によって義務付けられない限り十分には進まないと言える。

4.3 市民参加

国民の環境情報へのアクセスと意思決定への参加の重要性は国際社会で既に認知されている。1992年のリオ宣言第10では、「国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない」とされている。

欧州は、「環境情報へのアクセスの権利」、「意志決定への参加の権利」、「裁判を受ける権利」の3つの権利を市民に保障したオース条約を成立させている(1998年)。ドイツの自然保護法では、政策の決定に際しては、市民団体の意見を聴くことを法的な義務としている。また、米国の種の保存法では、市民による指定種の申立権及び市民訴訟権が認められている。

日本の環境基本法では、国民の責務については、「基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること」と「...国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する」とされている。

また、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置として、「国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする」(26条)とされている。

また、このような民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、「個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする」(27条)とされている。

日本でも、現実には多くの市民団体が政策提言を行っているにもかかわらず<sup>12)</sup>、環境基本法では、市民又は市民団体が、国の環境政策の企画立案に直接参加することは明記されていない。

一方、環境基本法の理念の一つとして、「環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分

<sup>12)</sup> 日本自然保護協会編(2003)生態学からみた野生生物の保護と法律(講談社サイエンティフィック)などを参照されたい。



担の下に自主的かつ積極的に行われるようになる」(4条)が挙げられている。市民・国民は、事業者や政府とともに、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことが求められているが、市民・国民に協力を求めるのであれば、市民・国民が国の環境政策の企画・立案に参加する道を確保すべきである。

生物多様性基本法においては、環境基本法における市民の役割からさらに踏み込んで、下記を定めている。

#### 生物多様性基本法

##### 第二十一条（多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等）

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### （政策提言）

提言1 人類公共の財産である生物多様性に関する政策は、政府や企業のみならず、市民やNGO/NPOが果たす役割は大きく、重要ステークホルダーとして、その意思決定に参加する権利も当然持っているが、現実には認められていない。このため、日本において、市民やNGO/NPOが生物多様性保全政策の意思決定へ、より積極的に参加できるよう、下記の措置を講じる必要がある。

政府の情報提供・開示。

市民が意思決定に参加できる場（委員会など）の設定（政府の委員会には市民や消費者の代表が含まれているが、その選定方法や基準が明確ではない）。

政策立案への市民参加手続きの法定化。

市民又は市民団体による裁判出訴権について検討する。

将来的には、締約国における生物多様性保全政策の立案と実施（保護区の指定・管理、絶滅危惧種の指定・管理など）に市民・地域住民・先住民族の公正な参加を確保するための国際的な取り決めの必要性について検討する。

提言2 地域の地域個体群や生態系の保全に専門知識を有し長い期間関わってきた地域のNPO/NGOを最大限活用して、地域の生物多様性の保全を進めるべきと考える。しかし、日本の現行の「種の保存法」では、希少種や地域個体群、生態系の保全に関してNPO/NGOの参加が制度的に保障されていない。このため、以下の検討することを提言する<sup>13)</sup>。

希少種や地域個体群を保全するための市民訴訟権および行政からの訴訟金補助制度の創設  
NPO/NGOが希少種や地域個体群を種の保存リストへ適時掲載要望できる制度

<sup>13)</sup> 日本自然保護協会（2003）が既に提言を行っている。

#### 4.4 企業の自主的取り組みの促進

##### (政策提言)

企業が(本業での)自主的に生物多様性保全に取り組むことを促進する制度(経済的措置を含む)を検討する。例えば、下記のようなものが考えられる。

森林環境税または/及び水源税(水の使用量に比例する課徴金)

国際航空運賃に対する課税

生物多様性保全活動に対する税額控除制度(緑地を法定基準以上に増やした場合の固定資産税の減税など)

緑地のスワップ制度(千葉市の事例など)

道路舗装を親水性にする(洪水対策)費用の税額控除

国内の一次産業の持続可能な発展を支援する政策(補助金など。EUの直接支払い制度などが参考になる。持続可能でない一次産業を減らしていく政策も必要か)

日本企業が開発途上国において行う様々な開発事業の実施や金融については、日本や先進国において採用されている生物多様性保全のルールにできるだけ従うような行動を奨励する方策を検討する。

#### 参考文献

1. 環境省(2009)第4次国別報告書案、環境省
2. 桑原勇進(2008)自然侵害に関する法原則 ドイツ自然保護法の考え方、東海法学 第33号(2008)
3. 国際連合, Millennium Ecosystem Assessment (MA) (2005) Ecosystem and Human Well-being, Synthesis 和訳: 横浜国立大学 21世紀 COE 翻訳委員会責任翻訳「国連ミレニアム エコシステム評価 生態系サービスと人類の将来」オーム社
4. 国際連合(2007)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(市民外交センター仮訳)  
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights\\_library/un/data/UND\\_RIP.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/un/data/UND_RIP.pdf)
5. 生態系と生物多様性の経済学(The Economics of Ecosystems & Biodiversity: TEEB)(2008) 中間報告
6. 世界生物多様性概況第2版(GB02)(2006)
7. 日本自然保護協会編(2003)生態学からみた野生生物の保護と法律(講談社サイエンティフィック)
8. 日本自然保護協会(2009)ポスト2010年目標に関するポジションペーパー
9. 日本政府(2007)第三次生物多様性国家戦略
10. 田中章(2006)「HEP 入門<ハビタット評価手続き>マニュアル」朝倉書店
11. 田中章, 大澤啓志, 吉沢麻衣子(2008)環境アセスメントにおける日本初の HEP 適用事例, ランドスケープ研究 71(5), 543-548
12. 田中章・大田黒信介(2008)諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状, 環境アセスメント学会 2008 年度研究発表会要旨集, 47 - 51.
13. CBD(2009)戦略計画の見直しと改訂: 意見の取りまとめ/分析, CBD 事務局
14. FoE Japan(2009)企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査、国際環境 NGO FoE Japan
15. International Finance Corporation (IFC)(国際金融公社)(2006) IFC Performance Standards on Social & Environmental Sustainability(社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス)

ス基準)

16. International Union for Conservation of Nature (2009) 2010 is almost here now what?  
Consultation: Options for a new vision for Biodiversity (2010 はもうすぐ - 今は何? ;  
協議 ; 生物多様性への新しいビジョンの選択肢) IUCN